

住民税非課税世帯等に『臨時特別給付金』を支給します

臨時特別給付金は、①住民税均等割非課税世帯や②令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

※ 住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

※ ①と②の重複受給はできません。



市ホームページ

● 給付金を受給するためには、手続きが必要です！

問合せ

- ・内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎0120-526-145 午前9時～午後8時(土、日・祝日を含む)
- ・大牟田市臨時特別給付金コールセンター
☎050-3196-8783 午前9時～午後5時(土、日・祝日を除く)

支給対象となる世帯と手続き方法

① 世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

(1) 課税状況を確認できた対象世帯

1. 市役所から、2月15日(火)に『確認書』を郵送しています。
2. 中身を確認(◆)して、返信用封筒で返送してください。
3. 申請内容に不備がなければ、3月中旬より順次口座振込を行います。

★返送期限

5月16日(月)まで

◆確認事項

- ・世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと
- ・世帯の中に、課税所得があるのに未申告の者がいないこと
- ・確認書に記載された給付金振込口座情報に誤りがないか など



(2) 課税状況を確認できない人(税の申告がない人等)がいる世帯

1. 市役所から、2月下旬に『申請書(請求書)』を郵送しています。
2. 支給対象となる世帯は、以下のア～ウをすべて満たす世帯です。
 - ア. 基準日(令和3年12月10日)に大牟田市に住民登録があること
 - イ. 世帯内に令和3年度住民税均等割が課税される者がいないこと
 - ウ. 世帯全員が、住民税が課税されている者に扶養されていないこと

★申請期限

9月30日(金)まで

該当する場合は、『申請書(請求書)』に必要事項を記入して、申請書裏面の提出書類を添えて、返信用封筒で返送してください。

3. 申請内容を確認後、4月以降順次口座振込を行います。

例えば、子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)や、親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯は支給対象外です

※ (1)(2)のいずれも、基準日(令和3年12月10日)に住所があった市町村で手続きしてください。

※ DV等を理由に避難している人、令和3年1月2日～12月10日に配偶者と離婚し非課税世帯となった人、修正申告により非課税になった人等は、要件を満たせば受給できる可能性があります。詳しくは、大牟田市のコールセンターに尋ねてください。



臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください！

自宅や職場などに、国や県や市(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(大牟田警察署 ☎43-0110) か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

★申請期限
9月30日(金)まで

住民税非課税相当とは

世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。



★該当する世帯の目安（大牟田市の場合）

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がいない場合	965,000円	415,000円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	1,469,000円	919,000円
// （計2名） //	1,877,000円	1,234,000円
// （計3名） //	2,327,000円	1,549,000円
// （計4名） //	2,777,000円	1,864,000円
障害者、未成年、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

★該当する場合は、「申請書（請求書）」および「収入見込額の申立書」に必要事項を記入して、添付書類とともに提出してください。

★「申請書（請求書）」および「収入見込額の申立書」の様式は、ホームページに掲載しています。郵送を希望される場合は、大牟田市のコールセンターに連絡してください。

★添付書類は、対象者の状況等により異なります。詳しくは、ホームページを確認してください。

窓口での申請

▶とき 3月1日(火)～5月31日(火) 9:00～17:00 (11:45～13:00を除く) ※土・日、祝日を除く

▶ところ 市役所北別館1階 市民ホール

▶持ってくる物

- ① 令和3年中の収入の見込額（A）または任意の1カ月の収入（B）の状況を確認できる書類のコピー
（A）… 源泉徴収票や確定申告書など （B）… 給与明細、売上台帳、年金振込通知書など

※世帯全員分が必要で（Bの書類は令和3年1月以降の同じ月のもの）。

- ② 本人確認書類のコピー（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）

- ③ 振込口座確認書類のコピー（通帳、キャッシュカードなど ※金融機関・口座番号・口座名義人が確認できるもの）

★「申請書（請求書）」および「収入見込額の申立書」は、窓口にも備え付けています。

★住民登録の状況等は、申請日の翌日以降に確認しますので、後日、不足書類等を追加提出していただくことがあります。ご了承ください。

郵送での申請

申請書（請求書）に必要事項を記入して、申請書裏面の提出書類を添えて、下記の送付先まで郵送してください。

▶提出する物

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）
② 簡易な収入（所得）見込額の申立書
③ 添付書類 「①申請書（請求書）」の裏面の提出書類をもれなく添付してください。

▶送付先 〒836-8666 有明町2丁目3番地 大牟田市臨時特別給付金対策室



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。